

郵政事業の改革に関する件

現在、郵政事業は、全国約2万5千カ所の郵便局ネットワークを通じ、郵便事業、貯金・保険事業等のほか年金支払い等の窓口サービスを提供しています。また、道路破損の情報提供や防犯協力で地方自治体と連携する等、国民生活の安定と福祉の増進にも寄与しています。

こうした中、政府においては、郵政事業の改革・民営化について、経済財政諮問会議等で検討を重ね、①4事業の分社化、②公社職員の非公務員化、③郵便集配の全国一律のサービス、④郵便局網配置の過疎地の拠点維持への配慮等の基本方針を決定しました。しかし、この問題に関する国民レベルの議論は十分とはいえない状況であり、いまだ多くの課題が山積しています。今後の法制化に当たっては、将来の姿を明確に示し、改革の必要性について国民的な理解を得ることが求められます。

国会及び政府におかれては、郵政事業が地域において果たしている公的・社会的役割の重要性にかんがみ、さらに検討し、国民の利便性の確保に最大限配慮されるとともに、国民の理解を得るために十分な努力を払われることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年10月5日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済財政政策担当大臣 様

仙台市議会議長 鈴木繁雄